

4 寄付金等取扱規程

第1章 目的等

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人佐賀県スポーツ協会（以下「本協会」という。）が受領する寄付金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般寄付金 本協会の事業並びに運営を円滑に進めることを目的とするもので、本協会の会員を含む広く一般社会に常時募金活動を行うことにより受領する寄付金をいう。
 - (2) 特定寄付金 広く一般社会に用途を特定して一定期間募金活動を行うことにより受領する寄付金をいう。
 - (3) 特別寄付金 前各号のほか、個人又は団体から用途指定又は運用方法について条件を付されて受領する寄付金をいう。
 - (4) SSP基金寄付 SAGAスポーツピラミッド構想（以下「SSP構想」という。）を推進するとともに、併せもって本協会の目的を達成するための事業を展開することを目的とするもので、本協会の会員を含む広く一般社会に常時募金活動を行うことにより受領する寄付金をいう。
- 2 この規程における寄付金は、原則として金銭にて受領するものとする。

第2章 一般寄付金

(一般寄付金の募集)

第3条 本協会は、常時一般寄付金を募ることができる。

- 2 寄付金総額の20%以上を公益目的事業に使用することとして募集しなければならない。
- 3 一般寄付金は、理事会において必要と認める額を必要な時期に使用するものとする。
- 4 一般寄付金を事業に充当する時期は、毎年度の収支予算において定めるものとする。

(受領書等の送付)

第4条 一般寄付金を受領したときは、遅滞無く礼状、公益法人認定書の写し、受領書を寄付者に送付するものとする。

- 2 前項の受領書には、寄付金額及び用途、必要に応じ公益目的事業に充当する割合、並びにその受領年月日を記載するものとする。

第3章 特定寄付金

(特定寄付金の募集)

第5条 特定寄付金を募集するときは、募集総額、募集期間、募集方法、募集理由、次項に規定する資金用途及びその他必要な事項を説明した書面（以下「募金目論見書」という。）を理事会に提出し、承認を求めなければならない。

- 2 特定寄付金は適正な募集経費を控除した残額の総額を、公益目的事業の全部又は一部に使用することとして資金用途を定めなければならない。この場合、適正な募集経費は募集総額の30%以下でなければならない。

(募金目論見書の交付等)

第6条 特定寄付金を募集するときは、募金目論見書を募金の対象者に事前に交付しなければならない。

- 2 前項にかかわらず、ホームページにおいて募金目論見書を公開し、これに賛同して寄付した者へは事後に交付することができる。

(受領書等の送付)

第7条 特定寄付金を受領したときは、遅滞無く礼状、公益法人認定書の写し、受領書を寄付者に送付するものとする。

- 2 前項の受領書には、寄付金額及び使途、必要に応じ公益目的事業に充当する割合、並びにその受領年月日を記載するものとする。

(特定寄付金に係る募金結果の報告)

第8条 本協会は、特定寄付金の募集期間終了後、速やかに寄付金総額、使途予定その他、必要な事項を記載する報告書を寄付者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

- 2 本協会は、特定寄付金の支出が終了したときは、当該寄付金の支出に係る収支決算書及び当該支出による効果などを記載した報告書を寄付者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

第4章 特別寄付金

(特別寄付金)

第9条 本協会は、個人又は団体より特別寄付金を受領することができる。

- 2 前項の寄付金について寄付者から資金使途及び寄付金の管理方法について条件が付されているときは、その受領につき理事会の承認を求めなければならない。
- 3 寄付金が次の各号に該当する場合、若しくはそのおそれがある場合には、当該寄付金を辞退しなければならない。
 - (1) 国、地方公共団体、公益法人及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に規定する者以外の個人又は団体がその寄付により、特別の利益を受ける場合。
 - (2) 寄付者がその寄付をしたことにより、税の不当な軽減をきたす結果となる場合。
 - (3) 寄付金の受け入れに起因して、本協会が著しく資金負担が生ずる場合。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、本協会の業務の遂行上支障があると認められるもの及び本協会が受け入れるには社会通念上不相当と認められる場合。
- 4 特別寄付金を受領したときは、遅滞無く礼状、公益法人認定書の写し、受領書を寄付者に送付するものとする。

第5章 SSP基金寄付

(SSP基金寄付の募集)

第10条 本協会は、常時SSP基金寄付を募ることができる。

- 2 SSP基金寄付は、本協会「公益財団法人佐賀県スポーツ協会SSP基金設置規程」に基づき、適正に事務手続きを行うものとする。

(受領書等の送付)

第11条 SSP基金寄付を受領したときは、遅滞なく礼状、公益法人認定書の写し、受領書を寄付者に送付するものとする。ただし、5千円未満の募金者（個人、企業・団体等）及び特定できない者を除く。例外的に国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会佐賀県準備委員会（以下「準備委員会」という。）が定めた、令和5年国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会募金・企業協賛推進要項（以下、「企業協賛推進要項」という。）第2条（3）職場募金については、遅滞なく礼状、公益法人認定書の写し、受領書を寄付者に送付するものとする。

- 2 前項の受領書には、寄付金額及びその受領年月日を記載するものとする。

(SSP基金スーパーダイヤモンドパートナー)

第12条 SSP基金スーパーダイヤモンドパートナーとは、SSP基金寄付を通算1000万円以上拠出した企業、団体、個人等をいう。

2 SSP基金スーパーダイヤモンドパートナーは、次の特典を享受することができる。

- (1) SAGAスポーツピラミッド・ホームページへの掲載
- (2) スポーツ協会発行物の提供(年2回)
- (3) 企業・団体名等をスポーツ会館ロビーに掲示
- (4) 本協会のロゴマーク使用
- (5) 免税措置
- (6) 各種スポーツ式典行事等への参加招待
- (7) 佐賀県内公共スポーツ施設に企業・団体名等広告掲載ポスターを掲示
- (8) 本協会ホームページへのバナー広告掲載
- (9) その他、広告物等への企業・団体名等の紹介

(SSP基金ダイヤモンドパートナー)

第13条 SSP基金ダイヤモンドパートナーとは、SSP基金寄付を通算500万円以上拠出した企業、団体、個人等をいう。

2 SSP基金ダイヤモンドパートナーは、第12条第2項の(1)～(9)の特典を享受することができる。

(SSP基金ゴールドパートナー)

第14条 SSP基金ゴールドパートナーとは、SSP基金寄付を通算300万円以上拠出した企業、団体、個人等をいう。

2 SSP基金ゴールドパートナーは、第12条第2項の(1)～(9)の特典を享受することができる。

(SSP基金プラチナパートナー)

第15条 SSP基金プラチナパートナーとは、SSP基金寄付を単年100万円以上拠出した企業、団体、個人等をいう。

2 SSP基金プラチナパートナーは、第12条第2項の(1)～(9)の特典を享受することができる。

(SSP基金オフィシャルパートナー)

第16条 SSP基金オフィシャルパートナーとは、SSP基金寄付を単年50万円以上拠出した企業、団体、個人等をいう。

2 SSP基金オフィシャルパートナーは、第12条第2項の(1)～(9)の特典を享受することができる。

(賛助会員)

第17条 賛助会員とは、別途定める賛助会員等規程の目的に賛同し、入会した者をいい、その納入された会費はSSP基金寄付として取り扱うものとする。

2 賛助会員の特典等については、賛助会員等規程に定めるとおりとする。

(募金者)

第18条 募金者(個人、企業・団体等)とは、準備委員会が定めた、令和5年国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会募金・企業協賛推進基本方針及び企業協賛推進要項により、「SSP応援募金」を寄付した者をいい、その寄付金については、SSP基金設置規程第4条により基金造

成を行い、使途については、同要項第5条に充てるものとし、SSP基金寄付として取り扱うものとする。

2 募金者は、次の特典を享受することができる。ただし、特定できない者を除く。

- (1) 本協会ロゴマーク使用
- (2) 免税措置

(運用益金の処理)

第19条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

2 前項の収益は、生じてから10年以内に消費するものとする。

第6章 その他

(情報公開)

第20条 本協会が受領する寄付金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備置及び閲覧等の措置を講じるものとする。

(個人情報保護)

第21条 寄付者に関する個人情報については、別に定める個人情報保護方針に基づき、細心の注意を払って情報管理に努めるものとする。

(改廃)

第22条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規程に関し、必要な事項は別に定める。
- 3 令和元年6月5日一部改正、6月24日施行。
- 4 令和元年8月23日一部改正、同日施行。
- 5 令和2年3月5日一部改正、同日施行。
- 6 令和3年6月4日一部改正、同日施行。